

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

静岡市遠距離大学等通学費貸与条例施行規則の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

静岡市遠距離大学等通学費貸与条例（平成 28 年静岡市条例第 23 号）第 14 条

3 改正の趣旨

静岡市遠距離大学等通学費貸与条例は、県外にある大学等への通学に要する資金の一部を貸与し、市内に住みながら通学することを支援することにより、若者が市内で生活し、地域社会と関わる機会を増やすことで、地元への就職を促し、若者の定住を図ることを目的としており、本事業の利用者を増やすことで就職に伴う転出者を抑え、定住者を増加させるため、貸与する資金の額の上限を 3 万円から 5 万円、貸与率を新幹線定期代の 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げる一部改正を行いました（静岡市遠距離大学等通学費貸与条例の一部を改正する条例（令和 6 年静岡市条例第 81 号））。

この改正に伴い、静岡市遠距離大学等通学費貸与条例施行規則について、必要な事項を規定するため、一部改正をしようと考えています。

令和 7 年 4 月 1 日前を始期とする新幹線の定期券の購入に要した経費を対象として貸与を決定した者の貸与額については、従前の例による（貸与額は新幹線定期代の 3 分の 1 又は 3 万円のいずれか低い額となる）ことから、貸与額の引き上げを希望する者、又は貸与決定後に通学キャンパスに変更があり、貸与額の変更が必要となる者について、貸与する資金の額について変更を行うため、施行規則において変更申請に関する規定を新設します。

あわせて、貸与する資金の額の引き上げに伴い、管理する貸付金の額も増大することから、より一層適切な債権管理を行う必要があるため、貸付金の返還の免除及び返還の猶予に関する規定及び様式、添付書類等について整理し、所要の改正を行います。

4 規則等の案の内容（改定の内容）

- （1）貸与額の引き上げを希望する者、又は貸与決定後に通学キャンパスに変更があり、貸与額の変更が必要となる者について、変更申請を行うための手続を定めます。
- （2）新規申請及び変更申請の期日について、定期券の有効期間の末日の前後 1 月間に行うものとしていましたが、3 か月定期を購入した場合にも速やかに申請を行うことができるよう、定期券の有効期間の開始日から末日の後 1 月間に行うものとするよう規定を変更します。
- （3）変更申請に基づき貸与の変更を決定したときの通知に関する規定を追加します。

- (4) 貸付金の返還の免除を申請しようとする者について、資金の貸与を受けた者が貸与に係る大学等の卒業の後、静岡市の市民税の所得割を規則で定めるところにより完納しているか確認するため、現に提出を求めている納税証明書等の提出に関する規定を追加します。
- (5) 貸付金の返還の猶予を申請しようとする者について、進学、災害、病気その他やむを得ない理由により貸与を受けた資金の返還が困難な者又は資金の貸与を受けた者が貸与に係る大学等の卒業の後、静岡市の市民税の所得割を規則で定めるところにより完納することが見込まれる者であるか確認を行うため、当該事実を証するに足りる書類の提出を求める規定を追加します。
- (6) 静岡市遠距離大学等通学費貸与条例の一部改正（令和 6 年静岡市条例第 81 号）により発生した条ずれについて、所要の改正を行います。
- (7) (1) から (6) の改正に伴い、様式の改正を行います。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和 7 年 4 月 1 日